

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成29年12月7日

鳥取県知事 平井伸治

1 業務の概要

(1) 業務名

鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務

(2) 業務内容

別添1「鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結日から平成30年5月8日まで

(4) 予算額

金1,788,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件業務の調達公告の日から企画提案書の提出の日までの間において、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」であること。
- (4) 本件業務の調達公告の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に掲げる暴力団員又は同条第2号に掲げる暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

3 審査会の設置

- (1) 企画提案等の順位を決定するため、「鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務委託に係る審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案等の順位を審議し、決定するものとする。
- (3) 審査会は、計4名で構成し、2名以上を県職員以外の委員とする。
- (4) 審議に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 審査方法

提案書の評価は、審査会において、審査基準に基づき審査委員が個別に審査採点し、その点数を合計（４００点満点）する方法により得点を算出して行う。

詳細は、鳥取県における世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間記念イベント業務委託評価要領による。

5 選定方法

4により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続き等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課

電話 0857-26-7865

ファクシミリ 0857-26-8136

メールアドレス kodomoshien@pref.tottori.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付

プロポーザル実施要領及び仕様書等は、平成29年12月7日(木)から平成30年1月12日(金)までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/kodomohattatu/>) から入手するとともに、希望者には直接交付する。

7 参加申込及び提案書の提出

(1) 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、平成29年12月22日(金)午後5時15分までに、プロポーザル実施要領第7条による参加表明書及び事業者概要及び事業実績を上記5の場所に持参又は郵送により提出すること。なお、持参の場合は、土曜日、日曜日を除いた午前8時30分から午後5時15分の間に提出することとし、郵送による場合は、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。

(2) 提案書の提出

本件業務に係る提案書の提出については、参加申込み後、平成30年1月12日(金)の午後5時15分までにプロポーザル実施要領に記載する提案書等を作成の上、上記5の場所に持参又は郵送すること。なお、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日及び平成29年12月29日(金)から平成30年1月3日(水)までの間を除いた午前8時30分から午後5時15分の間に提出することとし、郵送による場合は、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、平成30年1月12日(金)午後5時15分までに提出するものとする。

8 企画提案のプレゼンテーションの実施

審査に当たり、審査委員に対してプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日時 平成30年1月中旬(予定) ※日時が確定したら別途通知する。

(2) 場所 鳥取県庁内会議室

(3) プレゼンテーション持ち時間等 15分以内(厳守)

※プレゼンテーション終了時、審査員からの質問時間を15分間設ける。

(4) その他

正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。

9 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。

(3) 企画提案書の取扱い

企画提案書は返却しない。

(4) 提案者の失格

提案者のうち、審査委員に事前に働きかけを行ったものについては失格とする。

(5) 審査結果の通知

審査結果（順位、評価点等）は提案者全員に文書で通知するものとする。なお、審査結果は、採用決定、次点又は順位、その他必要と認める事項を記載し、その公表方法は審査会の決定に基づいて行うものとする。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) その他

ア 詳細は、プロポーザル実施要領による。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更することがある。